

通 知  
平成 26 年 4 月 1 日

津山市建設工事入札参加資格登録業者 各位

津山市契約監理室長

平成 26 年 4 月からの入札・契約について（通知）

平成 26 年 4 月 1 日から、入札・契約等に関して、下記のとおり取扱うものとします。

記

1. 一般競争入札について

入札に参加する者が 1 であっても、入札は執行する。ただし、指名競争入札は、従来通り、入札に参加する者が 2 未満のときは、入札は不調とする。

2. 前金払・中間前金払について

前金払の額は、契約金額の 10 分の 4 を超えない範囲とする。中間前金払の額は、契約金額の 10 分の 2（前金払及び中間前金払の合計額は、契約金額の 10 分の 6 を超えない範囲とする。）を超えない範囲とし、それぞれの限度額は撤廃する。ただし、工期が 2 会計年度以上に渡る場合については、年度ごとに支払い限度額を設定するものとする。

3. その他

手続き等の詳細については、契約監理室にお問い合わせください。

その他、入札・契約に関する取扱いの変更や業者全般あての通知・お知らせについては、市ホームページ(契約監理室のページ)で随時お知らせしますので、確認に努めてください。( <http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html> )

担当	津山市財政部契約監理室
電話	32 - 2018 (直)
	32 - 2019 (直)
	内線 2671 ~ 2675